

記者発表				
月日(曜)	担当部課 (班名)	電話番号	発表者 (担当班長等)	その他 配布先
9／10(水)	まちづくり部 公営住宅管理課 (管理班)	078-230-8459 内線 4898	公営住宅管理課長 勝本 熱 (井上 雅之)	——

県営住宅における子育て向け支援について（9月募集分）

I 子育てしやすい県営住宅

1 グレードアップ改修住宅に係る入居者募集

(1) グレードアップ改修住宅について

ア 子育てしやすい住環境を確保するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリフォームをしている。

イ 応募できるのは、次の①②のいずれかに該当する世帯

①新婚世帯（合計年齢 80 歳未満で婚姻成立後 2 年以内の夫婦(婚約・内縁関係含む)）

②子育て世帯（18 歳未満の扶養親族がいる世帯）

(2) 9月募集住宅

住宅名	部屋番号	住所	内覧日時	
深江北町高層	1-511	神戸市東灘区深江北町	9/19 11:00～12:00 (18日17時までに要予約)	A
大開高層	1-611	神戸市兵庫区大開通	—	A
大開高層	1-812	神戸市兵庫区大開通	—	A
西宮北口高層	2-202	西宮市高畠町	9/18 10:30～12:00 (17日17時までに要予約)	E
西宮浜高層	6-203	西宮市西宮浜	—	E
西宮浜高層	6-405	西宮市西宮浜	—	E
南芦屋浜高層	4-208	芦屋市陽光町	—	E
伊丹西桑津高層	2-1008	伊丹市桑津	9/19 10:30～12:00 (18日17時までに要予約)	F
明石東二見古層	1-309	明石市二見町東二見	—	C
明石東二見第2高層	1-309	明石市二見町東二見	9/19 11:00～12:00 (18日17時までに要予約)	C
加古川神野第2住宅・鉄筋	4-603	加古川市新神野	—	D
姫路家中高層	1-107	姫路市広畠区才	—	G
姫路家中高層	1-504	姫路市広畠区才	—	G

※ 定期借家住宅として原則 10 年間に限り入居可能(世帯の状況により延長可)

※ 内覧の詳細は、下記 2 の各管理事務所（A から G まで）にお問い合わせください。

※ 要予約と記載している部屋は、希望者が予約しないと内覧を実施しないため、

希望者は必ず各管理事務所にご連絡ください。

(3) 募集期間 令和 7 年 9 月 18 日(木)～9 月 25 日(木)（郵送受付）

抽選日 令和 8 年 10 月 8 日(水)

2 お問い合わせ先

(1) T C 神鋼不動産サービス(株)

A : 神戸管理事務所(神戸市、ただし西区を除く)

078-647-9201

神戸市長田区二葉町 5-1-32 新長田合同庁舎 7 階

B : 西区・明舞管理事務所（神戸市西区、明舞地区） 明石市松が丘 2-3-27 松が丘ビル 1 階	078-915-1091
C : 明石管理事務所（明石市、稻美町、播磨町） 明石市樽屋町 8-27 NTT 西日本明石ビル 1 階	078-913-7766
D : 加古川管理事務所（加古川市、高砂市） 加古川市加古川町篠原町 9-1 OK ビル 4 階	079-427-2025
(2) (株)東急コミュニケーションズ E : 阪神南管理センター（尼崎市、西宮市、芦屋市） 西宮市六湛寺町 14-5 ハイス西宮ビル 4 階	0798-23-1090
F : 阪神北管理センター（伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町） 宝塚市栄町 1 丁目 6-1 花のみち 1 番館 301 号室	0797-83-6401
(3) (株)兵庫県公社住宅サービス G : 姫路事務所（姫路市、神河町、市川町、福崎町） 姫路市東延末 2 丁目 154-2 さくらケーシーエス姫路ビル 4 階	079-286-9701

II 入居しやすい県営住宅

1 新婚・子育て等の優先枠

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z 世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、県営住宅に入居できるよう優先枠を設定する。

(1) 優先枠数（全体）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
設定戸数	3 (2)	10	1	49	63 (2)

※ 「若者」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満の世帯、「母子・父子」は配偶者がいない 20 歳未満の子を扶養する世帯、「多子」は 18 歳未満の扶養親族が 3 人以上いる世帯、「新婚・子育て」は夫婦の合計年齢が 80 歳未満で婚姻後 2 年以内の世帯又は 18 才未満の扶養親族がいる世帯

※ () 内の数字は、奨学金（日本学生支援機構奨学金）返済者優先枠数（内数）

(2) 優先枠数（管理事務所別）

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
神戸	0	2	0	8	10
阪神南	0	1	1	6	8
西区・明舞	1	1	0	7	9
阪神北	1	1	0	6	8
明石	0	2	0	6	8
加古川	0	1	0	5	6
姫路	1	2	0	11	14
計	3	10	1	49	63

2 新婚・子育て世帯に対する敷金免除

新婚・子育て世帯は家賃 3 か月分を免除（免除申請書の提出が必要）